

大学等における修学の支援に関する法律案の概要

<日切れ扱い>

趣旨

真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与する。

閣議決定等において、「人づくり革命」を進めるための方策として、アクセス機会の確保と大学改革を一体的に進めることが位置づけられている。

制度のポイント

- 要件確認を受けた大学・短期大学・高等専門学校・専門学校が対象。
- 支援対象となる学生は、住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生とする。
- 修学の支援のため、以下の措置を講じる。
 - ①授業料及び入学金の減免（以下「授業料等減免」という。）制度の創設
 - ②独立行政法人日本学生支援機構が実施する学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充
- 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

概要

本法に基づき、①授業料等減免と②学資支給（給付型奨学金の支給）を合わせて措置する。

【第3条】

I. 授業料等減免制度の創設

(1) 学生※に対して、大学等は、授業料及び入学金を減免。【第6,8条】

※特に優れた者であって経済的理由により極めて修学に困難があるもの（省令で規定）

(2) 減免費用は、国又は地方公共団体が負担（授業料等減免交付金）。【第10,11条】

(3) 支援の対象となる大学等は、社会で自立・活躍する人材育成のための教育を継続的・安定的に実施できる大学等として確認を受けることが必要。

【第7条】

(参考) 支援の対象となるための要件（省令で規定）

- ・実務経験のある教員による授業科目の標準単位数の1割以上の配置
- ・外部人材の理事への複数任命 ・適正な成績管理の実施・公表 ・法令に則った財務・経営情報の開示
- ・経営に問題のある大学等でないこと

(4) 授業料等減免に関する不正への対応（徴収金、報告徴収）。【第12,13条】

| 学校種 | 交付金の交付・要件確認を行う者 |
|---------|---------------------------|
| 国立大学・高専 | 国（設置者） |
| 私立大学・高専 | 国（所轄庁） |
| 公立大学・高専 | 都道府県・市町村（設置者） |
| 私立専門学校 | 都道府県（所轄庁） （国が2分の1経費負担） |

II. 学資支給（給付型奨学金の支給）の拡充

(1) 学資支給は、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。【第4,5条】

(2) 学資支給を不正に受けた学生への対応（徴収金の額の引上げ）

【独立行政法人日本学生支援機構法第17条の4】

(3) 政府から機構への学資支給に要する費用の補助

【独立行政法人日本学生支援機構法第23条の2】

III. その他

(1) 私立大学・高専への交付金の交付は、日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う。

【第17条、日本私立学校振興・共済事業団法第23条】

(2) 施行後4年間の状況を勘案し、検討を加え、必要に応じ見直しを行う。【附則第3条】

IV. 施行日

- **平成32年4月1日を予定。**法施行に必要な準備行為は公布日。【附則第1条】

大学等における修学の支援に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができるとができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とすること。

(第一条関係)

二 定義

1 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）
、高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（以下「専門学校」という。）をいうものとする。

(第二条第一項関係)

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に準ずる

ものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)並びに高等専門学校の学科(第四学年及び第五学年に限る。)及び専攻科(大学の学部に準ずるものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。)の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいうものとする事。

(第二条第二項関係)

3 この法律において「確認大学等」とは、第二の三の2の確認を受けた大学等をいうものとする事。

(第二条第三項関係)

第二 大学等における修学の支援

一 大学等における修学の支援

大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とするものとする事。

(第三条関係)

二 学資支給

学資支給は、学資支給金(独立行政法人日本学生支援機構法第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。)の支給とし、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法

の定めるところによるものとする。

(第四条及び第五条関係)

三 授業料等減免

1 授業料等減免

授業料等減免は、3の(一)による授業料等（授業料及び入学金をいう。以下同じ。）の減免とするものとする。

(第六条関係)

2 大学等の確認

(一) 次のイからトまでに掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、当該イからトまでに定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が(二)のイから二までに掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができるものとする。

(第七条第一項関係)

イ 大学及び高等専門学校（国立学校又は私立学校であるものに限る。）並びに国立大学法人が設置する専門学校 文部科学大臣

ロ 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

ハ 独立行政法人が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

ホ 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

ヘ 地方独立行政法人（公立大学法人を除く。以下同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

ト 専門学校（イからへまでに掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

(二) 文部科学大臣等は、(一)の確認（以下「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（以下「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

（第七条第二項関係）

イ 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

ロ 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

ハ 当該大学等の設置者が、10の(一)により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

二 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 確認大学等の設置者による授業料等の減免

(一) 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行う

ものとする。

(第八条第一項関係)

- (二) (一)により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによるものとする。

(第八条第二項関係)

4 確認要件を満たさなくなった場合等の届出

確認大学等の設置者は、次の(一)から(三)までのいずれかに該当することとなったときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬものとする。

(第九条第一項関係)

- (一) 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。
- (二) 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。
- (三) 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があったとき。

5 減免費用の支弁

次の(一)から(五)までに掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用(以下「減免費用」という。)は、それぞれ当該(一)から(五)までに定める者(以下「国等」という。)が支弁するものとする。

(第十条関係)

- (一) 大学及び高等専門学校（国立学校又は私立学校であるものに限る。）並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国
- (二) 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体
- (三) 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体
- (四) 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体
- (五) 専門学校（一）から（四）までに掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府県

6 国の負担

国は、政令で定めるところにより、5の(五)により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担するものとする。

(第十一条関係)

7 認定の取消し等

- (一) 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料

等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次のイ若しくはロのいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る3の(一)による認定(以下「認定」という。)を取り消すことができるものとする。

(第十二条第一項関係)

イ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

ロ 学生等たるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

(二) 確認大学等の設置者は、(一)により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならぬものとする。

(第十二条第二項関係)

(三) (一)により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、(二)による届出があった場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができるものとする。

(第十二条第三項関係)

(一) 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者等に対し、報告等を命じ、又は当該職員に関係者に対して質問させることができるものとする事。

(第十三条第一項関係)

(二) 文部科学大臣等は、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者等に対し、報告等を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備等を検査させることができるものとする事。

(第十三条第二項関係)

9 勧告、命令等

文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合等には、勧告、公表、命令等を行うことができるものとする事。

(第十四条関係)

10 確認の取消し等

(一) 文部科学大臣等は、確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき等の場合においては、当該

確認大学等に係る確認を取り消すことができるものとする。

(第十五条第一項関係)

- (二) (一)により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用するものとする。ただし、確認大学等の設置者が不正の手段により確認を受けていたとき又は減免費用の支弁に関し、確認大学等の設置者による不正があったときに該当して(一)により確認が取り消された場合等における当該大学等に係る減免費用については、5及び6は、適用しないものとする。

(第十六条関係)

11 日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁

国は、日本私立学校振興・共済事業団法の定めるところにより、5による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校(いずれも私立学校であるものに限る。)に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができるものとする。

(第十七条関係)

一 施行期日

この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行するものとする。ただし、二等は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 施行前の準備

この法律を施行するために必要な確認の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができるものとする。

(附則第二条関係)

三 検討

政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(附則第三条関係)

四 政府の補助等に係る費用の財源

次の(一)及び(二)に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする事。

(附則第四条関係)

(一) 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

(二) 減免費用のうち第二の三の五の(一)による国の支弁又は第二の三の六による国の負担に係るもの

五 その他

独立行政法人日本学生支援機構法等について、所要の規定の整備を行うこと。

(附則第五条から第十四条まで関係)

大学等における修学の支援に関する法律

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則（第三条）

第二節 学資支給（第四条・第五条）

第三節 授業料等減免（第六条―第十六条）

第三章 雑則（第十七条・第十八条）

第四章 罰則（第十九条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができ

る豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることが出来る環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「大学等」とは、大学（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百三条に規定する大学を除く。以下同じ。）、「高等専門学校及び専門課程を置く専修学校（第七条第一項及び第十条において「専門学校」という。）をいう。

2 この法律において「学生等」とは、大学の学部、短期大学の学科及び専攻科（大学の学部に限るものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）並びに高等専門学校の学科（第四学年及び第五学年に限る。）及び専攻科（大学の学部に限るものとして文部科学省令で定める専攻科に限る。）の学生並びに専修学校の専門課程の生徒をいう。

3 この法律において「確認大学等」とは、第七条第一項の確認を受けた大学等をいう。

第二章 大学等における修学の支援

第一節 通則

第三条 大学等における修学の支援は、確認大学等に在学する学生等のうち、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものに対して行う学資支給及び授業料等減免とする。

第二節 学資支給

第四条 学資支給は、学資支給金（独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金をいう。）の支給とする。

第五条 学資支給については、この法律に別段の定めがあるものを除き、独立行政法人日本学生支援機構法の定めるところによる。

第三節 授業料等減免

（授業料等減免）

第六条 授業料等減免は、第八条第一項の規定による授業料等（授業料及び入学金をいう。同項において同じ。）の減免とする。

(大学等の確認)

第七条 次の各号に掲げる大学等の設置者は、授業料等減免を行おうとするときは、文部科学省令で定めるところにより、当該各号に定める者（以下「文部科学大臣等」という。）に対し、当該大学等が次項各号に掲げる要件を満たしていることについて確認を求めることができる。

一 大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する国立学校又は私立学校であるものに限る。第十条第一号において同じ。）並びに国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第一百二十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 文部科学大臣

二 国が設置する専門学校 当該専門学校が属する国の行政機関の長

三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。以下この号及び第十条第一号において同じ。）が設置する専門学校 当該独立行政法人の主務大臣（同法第六十八条に規定する主務大臣をいう。）

四 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体の長

五 公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第十条第三号において同じ。）が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長

六 地方独立行政法人（地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいい、公立大学法人を除く。以下この号及び第十条第四号において同じ。）が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の長

七 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事

2 文部科学大臣等は、前項の確認（以下単に「確認」という。）を求められた場合において、当該求めに係る大学等が次に掲げる要件（第九条第一項第一号及び第十五条第一項第一号において「確認要件」という。）を満たしていると認めるときは、その確認をするものとする。

一 大学等の教育の実施体制に関し、大学等が社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

二 大学等の経営基盤に関し、大学等がその経営を継続的かつ安定的に行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

三 当該大学等の設置者が、第十五条第一項の規定により確認を取り消された大学等の設置者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その取消の日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものでないこと。

四 当該大学等の設置者が法人である場合において、その役員のうち、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分違反した者又はこれに準ずる者として政令で定める者で、その違反行為をした日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して三年を経過しないものがないこと。

3 文部科学大臣等は、確認をしたときは、遅滞なく、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(確認大学等の設置者による授業料等の減免)

第八条 確認大学等の設置者は、当該確認大学等に在学する学生等のうち、文部科学省令で定める基準及び

方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認められるものを授業料等減免対象者として認定し、当該授業料等減免対象者に対して授業料等の減免を行うものとする。

2 前項の規定により確認大学等の設置者が行う授業料等減免の額は、確認大学等の種別その他の事情を考慮して、政令で定めるところによる。

3 前二項に定めるもののほか、授業料等減免の期間その他の確認大学等の設置者が行う授業料等減免に關し必要な事項は、政令で定める。

(確認要件を満たさなくなった場合等の届出)

第九条 確認大学等の設置者は、次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

一 当該確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二 当該確認大学等に係る確認を辞退しようとするとき。

三 当該確認大学等の名称及び所在地その他の文部科学省令で定める事項に変更があつたとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による届出があつたときについて準用する。

(減免費用の支弁)

第十条 次の各号に掲げる大学等に係る授業料等減免に要する費用（以下「減免費用」という。）は、それぞれ当該各号に定める者（第十二条第三項において「国等」という。）が支弁する。

一 大学及び高等専門学校並びに国、国立大学法人及び独立行政法人が設置する専門学校 国

二 地方公共団体が設置する大学等 当該地方公共団体

三 公立大学法人が設置する大学等 当該公立大学法人を設立する地方公共団体

四 地方独立行政法人が設置する専門学校 当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体

五 専門学校（前各号に掲げるものを除く。） 当該専門学校を所管する都道府県知事の統轄する都道府

県

(国の負担)

第十一条 国は、政令で定めるところにより、前条（第五号に係る部分に限る。）の規定により都道府県が支弁する減免費用の二分の一を負担する。

(認定の取消し等)

第十二条 確認大学等の設置者は、文部科学省令で定めるところにより、当該確認大学等に在学する授業料等減免対象者が偽りその他不正の手段により授業料等減免を受けた又は次の各号のいずれかに該当するに至ったと認めるときは、当該授業料等減免対象者に係る第八条第一項の規定による認定（以下この条において単に「認定」という。）を取り消すことができる。

一 学業成績が著しく不良となったと認められるとき。

二 学生等たるにふさわしくない行為があつたと認められるとき。

2 確認大学等の設置者は、前項の規定により認定を取り消したときは、文部科学省令で定めるところにより、その旨を当該確認大学等に係る確認をした文部科学大臣等に届け出なければならない。

3 第一項の規定により認定を取り消した確認大学等の設置者に対し減免費用を支弁する国等は、前項の規定による届出があつた場合において、当該認定を取り消された学生等に対する授業料等減免に係る減免費用を既に支弁しているときは、国税徴収の例により、当該確認大学等の設置者から当該減免費用に相当する金額を徴収することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(報告等)

第十三条 文部科学大臣等は、授業料等減免に関して必要があるときは、この法律の施行に必要な限度において、授業料等減免対象者若しくはその生計を維持する者若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させることができる。

2 文部科学大臣等は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、確認大学等の設置者（国及び地方公共団体を除く。以下この項及び次条において同じ。）若しくはその役職員若しくはこれらの者であった者に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該確認大学等の設置者の事務所その他の施設に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前二項の規定による質問又は前項の規定による検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、關係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第一項及び第二項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告、命令等)

第十四条 文部科学大臣等は、確認大学等の設置者が授業料等減免を適切に行っていないと認める場合その他授業料等減免の適正な実施を確保するため必要があると認める場合には、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、授業料等減免の実施の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 文部科学大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた確認大学等の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3 文部科学大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた確認大学等の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該確認大学等の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4 文部科学大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
(確認の取消し)

第十五条 文部科学大臣等は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該確認大学等に係る確認

を取り消すことができる。

一 確認大学等が、確認要件を満たさなくなったとき。

二 確認大学等の設置者が、不正の手段により確認を受けていたとき。

三 前号に掲げるもののほか、確認大学等の設置者が、減免費用の支弁に関し不正な行為をしたとき。

四 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をしたとき。

五 確認大学等の設置者が、第十三条第二項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 前各号に掲げる場合のほか、確認大学等の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したとき。

2 第七条第三項の規定は、前項の規定による確認の取消しをしたときについて準用する。

(授業料等減免対象者が在学している場合の特例)

第十六条 前条第一項の規定により確認が取り消された場合又は確認大学等の設置者が当該確認大学等に係る確認を辞退した場合において、その取消し又は辞退の際、当該確認大学等に授業料等減免対象者が在学しているときは、その者に係る授業料等減免については、当該確認を取り消された大学等又は確認を辞退した大学等を確認大学等とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、同項第二号若しくは第三号に掲げる事由に該当して同項の規定により確認が取り消された場合又はこれに準ずる場合として政令で定める場合における当該大学等に係る減免費用については、第十条及び第十一条の規定は、適用しない。

第三章 雑則

(日本私立学校振興・共済事業団を通じて行う減免費用の支弁)

第十七条 国は、日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）の定めるところにより、第十条の規定による減免費用の支弁のうち大学及び高等専門学校（いずれも学校教育法第二条第二項に規定する私立学校であるものに限る。）に係るものを日本私立学校振興・共済事業団を通じて行うことができる。

2 前項の規定により減免費用の支弁が日本私立学校振興・共済事業団を通じて行われる場合には、第十二

条第二項中「文部科学大臣等」とあるのは「文部科学大臣及び日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同条第三項中「を支弁する国等」とあるのは「に充てるための資金（以下この項において「減免資金」という。）を交付する日本私立学校振興・共済事業団」と、「に係る減免費用」とあるのは「に係る減免資金」と、「支弁している」とあるのは「交付している」と、「当該減免費用」とあるのは「当該減免資金」とする。

（文部科学省令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

第四章 罰則

第十九条 第十三条第一項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 第十三条第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若し

くは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の四月一日までの間において政令で定める日から施行する。ただし、次条及び附則第十四条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律を施行するために必要な確認の手續その他の行為は、この法律の施行前においても行うことができる。

(検討)

第三条 政府は、この法律の施行後四年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、この法律の規定について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

(政府の補助等に係る費用の財源)

第四条 次に掲げる費用の財源は、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行により増加する消費税の収入を活用して、確保するものとする。

一 学資支給に要する費用として独立行政法人日本学生支援機構法第二十三条の二の規定により政府が補助する費用

二 減免費用のうち第十条(第一号に係る部分に限る。)の規定による国の支弁又は第十一条の規定による国の負担に係るもの

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正)

第五条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「は、」の下に「大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する」を、「認定された者」の下に「（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）」を加える。

第十七条の四第一項中「一部」の下に「を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額」を加える。

第二十三条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（補助金）」を付し、同条中「経費」を「費用」に改める。

第二十三条の二を次のように改める。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

第二十三条の三を削る。

第三十条第三号を削る。

(独立行政法人日本学生支援機構法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 前条の規定による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この項において「新機構法」という。）の規定は、この法律の施行後に新機構法第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金について適用し、この法律の施行前に前条の規定による改正前の独立行政法人日本学生支援機構法（以下この条において「旧機構法」という。）第十七条の二第一項の規定により認定された者に対して支給される同項に規定する学資支給金（以下この条において「旧学資支給金」という。）については、なお従前の例による。

2 旧機構法第二十三条の二第一項に規定する学資支給基金（以下この条において単に「学資支給基金」という。）は、旧学資支給金の支給が終了する日までの間、存続するものとする。

3 前項の規定によりなお存続する学資支給基金については、旧機構法第二十三条の二、第二十三条の三及び第三十条（第三号に係る部分に限る。）の規定は、次項の規定により国庫に納付するまで（残余がない

場合にあっては、前項の支給が終了する日まで）の間は、なおその効力を有する。

4 独立行政法人日本学生支援機構は、旧学資支給金の支給が終了した場合において、学資支給基金に残余があるときは、政令で定めるところにより、その残余の額を国庫に納付しなければならない。

（罰則に関する経過措置）

第七条 附則第五条の規定の施行前にした行為及び前条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律の一部改正）

第八条 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）の一部を次のように改正する。

附則第四条及び第五条を削る。

（地方財政法の一部改正）

第九条 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十条に次の一号を加える。

三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費

（地方税法の一部改正）

第十条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第三百四十八条第二項第十三号中「第三項」を「第四項」に改める。

（地方税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の地方税法第三百四十八条第二項（第十三号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日（当該施行の日が一月一日である場合には、同日）を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用し、当該年度の前年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（日本私立学校振興・共済事業団法の一部改正）

第十二条 日本私立学校振興・共済事業団法の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「同じ」の下に「。）」又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項に

おいて同じ」を加える。

第二十三条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。

第二十五条第一項中「同じ」の下に「。」（交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ）を加える。

第二十七条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を、「交付する補助金」の下に「及び減免資金」を加える。

第四十八条第一項第七号中「第三項」を「第四項」に改める。

附則第十三条中「第二十三条第一項第一号」の下に「及び第四項」を加える。

(内閣府設置法の一部改正)

第十三条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第二十七号の五の次に次の一号を加える。

二十七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律

第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。

第十一条の三及び第四十一条の二第一項中「第二十七号の五」を「第二十七号の六」に改める。

(政令への委任)

第十四条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

理由

我が国における急速な少子化の進行及び大学等における修学の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学に係る経済的負担の軽減を図るため、学資の支給及び授業料等の減免の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

大学等における修学の支援に関する法律案 新旧対照表

目次

| | | | |
|---|--|-------|----|
| ○ | 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号） | ．．．．． | 39 |
| ○ | 独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号） | ．．．．． | 42 |
| ○ | 地方財政法（昭和二十三年法律第九号） | ．．．．． | 43 |
| ○ | 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） | ．．．．． | 44 |
| ○ | 日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） | ．．．．． | 45 |
| ○ | 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） | ．．．．． | 48 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（学資の支給）</p> <p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第二条第三項に規定する確認大学等（以下この項において「確認大学等」という。）に在学する優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者（同法第十五条第一項の規定による同法第七条第一項の確認の取消し又は確認大学等の設置者による当該確認大学等に係る同項の確認の辞退の際、当該確認大学等に在学している当該認定された者を含む。）に対して支給するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収するほか、その徴収する額に百分の四十を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる。</p> <p>2 （略）</p> | <p>（学資の支給）</p> <p>第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>（不正利得の徴収）</p> <p>第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。</p> <p>2 （略）</p> |

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する費用の一部を補助することができる。

第二十三条の二 政府は、毎年度、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に要する費用を補助するものとする。

(補助金)

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

(学資支給基金)

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条(第七号に係る部分に限る。)の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

(区分経理)

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務(学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。)については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

(削除)

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

(削除)

をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 (略)

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

| | |
|-------------|--|
| <p>改正案</p> | <p>現行</p> |
| <p>(削除)</p> | <p>附則 (検討)</p> <p>第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。</p> <p>(住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正)</p> <p>第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。</p> <p>一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項</p> <p>二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十一の項及び別表第二の百六の項</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜三十四 （略）</p> <p>三十五 都道府県知事の確認を受けた専門学校（地方公共団体又は地方独立行政法人が設置するものを除く。）に係る授業料等減免に要する経費</p> | <p>（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならぬ事務に要する経費）</p> <p>第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならぬ事務であつて、国と地方公共団体相互の利害がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。</p> <p>一〜三十四 （略）</p> <p>（新設）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>(固定資産税の非課税の範囲) 第三百四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第四項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四～四十四 (略)</p> <p>3～10 (略)</p> | <p>(固定資産税の非課税の範囲) 第三百四十八条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>一～十二 (略)</p> <p>十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの</p> <p>十四～四十四 (略)</p> <p>3～10 (略)</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>(運営審議会) 第十八条 (略)</p> <p>2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）又は交付業務（同条第四項の業務をいう。第二十五条第一項において同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(業務) 第二十三条 (略)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>4 事業団は、前三項の規定により行う業務のほか、大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第十条に規定する減免費用（私立学校である大学及び高等専門学校に係るものに限る。）に充てるための資金（以下この項及び第二十七条において「減免資金」という。）を交付するために必要な国の資金の交付を受け、これを財源として、学校法人に対し、減免資金を交付する業務を行う。</p> <p>5 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。</p> | <p>(運営審議会) 第十八条 (略)</p> <p>2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。</p> <p>3～8 (略)</p> <p>(業務) 第二十三条 (略)</p> <p>2・3 (略) (新設)</p> <p>4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。</p> |

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務(第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)(交付業務を含む。第三十七条第一項及び第四項を除き、以下同じ。)(の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号及び第四項の規定により事業団が交付する補助金及び減免資金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

七 第二十三条第一項から第四項までに規定する業務以外の業務

(助成業務方法書及び共済運営規則)

第二十五条 事業団は、助成業務(第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。)(の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

256 (略)

(補助金の交付の決定の取消し及び返還等)

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和三十年法律第七十九号)第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 六 (略)

七 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務

を行ったとき。

八十三 (略)

2 (略)

附則

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号及び第四項を除く。)

()において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定子ども園法一部改正法」という。)

()附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を設置する者(学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定子ども園の設置者」という。)によって設置された当該みなし幼保連携型認定子ども園及び認定子ども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園(以下この条において「特例設置幼保連携型認定子ども園」という。)を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定子ども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定子ども園の設置者を含むものとする。

を行ったとき。

八十三 (略)

2 (略)

附則

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号を除く。)において

、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定子ども園法一部改正法」という。)附則第三

条第二項に規定するみなし幼保連携型認定子ども園を設置する者(学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定子ども園の設置者」という。)によって設置された当該みなし幼保連携型認定子ども園及び認定子ども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定子ども園(以下この条において「特例設置幼保連携型認定子ども園」という。)を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定子ども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定子ども園の設置者を含むものとする。

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>(所掌事務) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一〇二七の五 (略)</p> <p>二七の六 大学等における修学の支援（大学等における修学の支援に関する法律（平成三十一年法律第 号）第三条に規定するものをいう。）に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 二八〇六二 (略)</p> <p>第十一条の三 第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p> <p>(子ども・子育て本部) 第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の六までに掲げる事務をつかさどる。 二〇八 (略)</p> | <p>(所掌事務) 第四条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。 一 一〇二七の五 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>二八〇六二 (略)</p> <p>第十一条の三 第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。</p> <p>(子ども・子育て本部) 第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務をつかさどる。 二〇八 (略)</p> |

| | | | |
|---|-----|-------|----|
| ○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号） | （抄） | | 51 |
| ○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号） | （抄） | | 51 |
| ○国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号） | （抄） | | 52 |
| ○独立行政法人通則法（平成十一年法律第三百三号） | （抄） | | 52 |
| ○地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号） | （抄） | | 53 |
| ○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号） | （抄） | | 53 |
| ○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号） | （抄） | | 54 |
| ○地方財政法（昭和二十三年法律第九号） | （抄） | | 54 |
| ○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号） | （抄） | | 56 |
| ○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号） | （抄） | | 57 |
| ○内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号） | （抄） | | 58 |

○学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（抄）

第二条（略）

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

第百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

○独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）（抄）

（学資の支給）

第十七条の二 第十三条第一項第一号に規定する学資として支給する資金（以下「学資支給金」という。）は、優れた学生等であつて経済的理由により修学に困難があるもののうち、文部科学省令で定める基準及び方法に従い、特に優れた者であつて経済的理由により極めて修学に困難があるものと認定された者に対して支給するものとする。

2・3（略）

（不正利得の徴収）

第十七条の四 機構は、偽りその他不正の手段により学資支給金の支給を受けた者があるときは、国税徴収の例により、その者から、その支給を受けた学資支給金の額に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

2（略）

（補助金）

第二十三条 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、第十三条第一項第一号に規定する学資の貸与に係る業務に要する経費の一部を補助することができる。

（学資支給基金）

第二十三条の二 機構は、第十三条第一項第一号に規定する学資の支給に係る業務及びこれに附帯する業務に要する費用に充てるために学資支給基金を設け、第四項の規定により交付を受けた補助金の金額及び学資支給基金に充てることを条件として政府以外の者から出えんされた金額の合計

額に相当する金額をもってこれに充てるものとする。

2 学資支給基金の運用によって生じた利子その他の収入金は、学資支給基金に充てるものとする。

3 通則法第四十七条及び第六十七条（第七号に係る部分に限る。）の規定は、学資支給基金の運用について準用する。この場合において、通則法第四十七条第三号中「金銭信託」とあるのは、「金銭信託で元本補填の契約があるもの」と読み替えるものとする。

4 政府は、毎年度予算の範囲内において、機構に対し、学資支給基金に充てる資金を補助することができる。

（区分経理）

第二十三条の三 機構は、前条第一項に規定する業務（学資支給基金をこれに必要な費用に充てるものに限る。）については、特別の勘定を設けて経理しなければならない。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一・二 （略）

三 第二十三条の二第三項において準用する通則法第四十七条の規定に違反して学資支給基金を運用したとき。

○国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「国立大学法人」とは、国立大学を設置することを目的として、この法律の定めるところにより設立される法人をいう。

2～8 （略）

○独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「独立行政法人」とは、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、国が自ら主体となつて直接に実施する必要のないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものは一の主体に独占して行わせることが必要であるもの（以下この条において「公共上の事務等」という。）を効果的かつ効率的に行わせるため、中期目標管理法、国立研究開発法人又は行政執行法人として、この法律及び個別法の定めるところにより設立される法人をいう。

254 (略)

(主務大臣等)

第六十八条 この法律における主務大臣及び主務省令は、個別法で定める。

○地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）（抄）

(定義)

第二条 この法律において「地方独立行政法人」とは、住民の生活、地域社会及び地域経済の安定等の公共上の見地からその地域において確実に実施されることが必要な事務及び事業であつて、地方公共団体が自ら主体となつて直接に実施する必要のないものうち、民間の主体にゆだねた場合には必ずしも実施されないおそれがあるものと地方公共団体が認めるものを効率的かつ効果的に行わせることを目的として、この法律の定めるところにより地方公共団体が設立する法人をいう。

2 (略)

(名称の特例)

第六十八条 一般地方独立行政法人で第二十一条第二号に掲げる業務を行うもの（以下「公立大学法人」という。）は、第四条第一項の規定にかかわらず、その名称中に、地方独立行政法人という文字に代えて、公立大学法人という文字を用いなければならない。

2 (略)

○社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第六十八号）（抄）

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 (略)

二 第三条の規定及び附則第十五条から第十六条の二までの規定 平成三十一年十月一日

○独立行政法人日本学生支援機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第九号）（抄）

附 則

（検討）

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の独立行政法人日本学生支援機構法の規定の施行の状況を勘案し、学資の支給に係る制度の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の見直しを行うものとする。

（住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正）

第五条 次に掲げる法律の規定中「貸与」の下に「及び支給」を加える。

一 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第一の四十七の五の項

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）別表第一の八十一の項及び別表第

二の百六の項

○地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

（国がその全部又は一部を負担する法令に基づいて実施しなければならない事務に要する経費）

第十条 地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であつて、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務のうち、その円滑な運営を期するためには、なお、国が進んで経費を負担する必要がある次に掲げるものについては、国が、その経費の全部又は一部を負担する。

一 義務教育職員の給与（退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費を除く。）に要する経費

二 削除

三 義務教育諸学校の建物の建築に要する経費

四 生活保護に要する経費

五 感染症の予防に要する経費

六 臨時の予防接種並びに予防接種を受けたことによる疾病、障害及び死亡について行う給付に要する経費

七 精神保健及び精神障害者の福祉に要する経費

八 麻薬、大麻及びあへんの慢性中毒者の医療に要する経費

- 九 身体障害者の更生援護に要する経費
- 十 婦人相談所に要する経費
- 十一 知的障害者の援護に要する経費
- 十二 後期高齢者医療の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十三 介護保険の介護給付及び予防給付並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十四 児童一時保護所、未熟児、小児慢性特定疾病児童等、身体障害児及び結核にかかっている児童の保護、児童福祉施設（地方公共団体の設置する保育所及び幼保連携型認定こども園を除く。）並びに里親に要する経費
- 十五 児童手当に要する経費
- 十六 国民健康保険の療養の給付並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給、前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金並びに介護納付金の納付、特定健康診査及び特定保健指導並びに財政安定化基金への繰入れに要する経費
- 十七 原子爆弾の被爆者に対する介護手当の支給及び介護手当に係る事務の処理に要する経費
- 十八 重度障害児に対する障害児福祉手当及び特別障害者に対する特別障害者手当の支給に要する経費
- 十九 児童扶養手当に要する経費
- 二十 職業能力開発校及び障害者職業能力開発校の施設及び設備に要する経費
- 二十一 家畜伝染病予防に要する経費
- 二十二 民有林の森林計画、保安林の整備その他森林の保続培養に要する経費
- 二十三 森林病虫害等の防除に要する経費
- 二十四 国土交通大臣が定める特定計画又は国土調査事業十箇年計画に基づく地籍調査に要する経費
- 二十五 特別支援学校への就学奨励に要する経費
- 二十六 公営住宅の家賃の低廉化に要する経費
- 二十七 消防庁長官の指示により出動した緊急消防援助隊の活動に要する経費

二十八 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置に要する経費並びにこれらに係る損失の補償若しくは実費の弁償、損害の補償又は損失の補てんに要する経費並びに国の機関と共同して行う国民の保護のための措置及び緊急対処保護措置についての訓練に要する経費

二十九 高等学校等就学支援金の支給に要する経費

三十 新型インフルエンザ等緊急事態における臨時の医療施設における医療の提供並びに埋葬及び火葬に要する経費並びに新型インフルエンザ等対策に係る損失の補償若しくは実費の弁償又は損害の補償に要する経費

三十一 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する基金への繰入れに要する経費

三十二 指定難病に係る特定医療費の支給に要する経費

三十三 子どものための教育・保育給付に要する経費（地方公共団体の設置する教育・保育施設に係るものを除く。）

三十四 生活困窮者自立相談支援事業に要する経費及び生活困窮者住居確保給付金の支給に要する経費

○地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）

（固定資産税の非課税の範囲）

第三百四十八条（略）

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一～十二（略）

十三 日本私立学校振興・共済事業団が日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）第二十三条第一項から第三項までに規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの

十四～四十四（略）

3～13（略）

○日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）（抄）

（運営審議会）

第十八条 （略）

2 審議会は、理事長の諮問に応じ、事業団の業務の運営に関する基本的事項（共済業務（第二十三条第一項第六号から第九号まで、同条第二項並びに同条第三項第一号及び第二号の業務をいう。以下同じ。）のみに係るものを除く。）について審議する。

3～8 （略）

（業務）

第二十三条 （略）

2 （略）

3 事業団は、前二項の規定により行う業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 共済法第二十条第三項に規定する短期給付を行うこと。

二 共済法第二十六条第二項に規定する福祉事業を行うこと。

三 政令で定める災害により被害を受けた私立の専修学校又は各種学校（第一項第二号の業務の対象となるものを除く。）で政令で定めるものを設置する学校法人又は準学校法人に対し、同号に規定する資金を貸し付けること。

4 第一項第三号の規定による助成金の交付は、前事業年度における損益計算上の利益金に係る第三十五条第一項に規定する残余の額の範囲内において行うものとする。

（助成業務方法書及び共済運営規則）

第二十五条 事業団は、助成業務（第二十三条第一項第一号から第五号まで及び第十号並びに同条第三項第三号の業務をいう。以下同じ。）の執行に関して必要な事項を助成業務方法書で定めなければならない。

2～6 （略）

（補助金の交付の決定の取消し及び返還等）

第二十七条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）第十条第一項及び第二項、第十七条第一項、第十八条第一項及び第二項、第十九条から第二十一条の二まで並びに第二十四条の二の規定は、第二十三条第一項第一号の規定により事業団が交付する

補助金について準用する。この場合において、同法第十条第一項及び第二項、第十八条第一項及び第二項、第十九条第三項、第二十条、第二十一条第一項、第二十一条の二並びに第二十四条の二中「各省各庁の長」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長」と、同法第十七条第一項中「各省各庁の長は」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団の理事長は」と、「各省各庁の長の処分」とあるのは「私立学校法第四条に規定する所轄庁の処分」と、同法第十九条第一項及び第二項中「国」とあるのは「日本私立学校振興・共済事業団」と読み替えるものとする。

第四十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一 一六 (略)

七 第二十三条第一項から第三項までに規定する業務以外の業務を行ったとき。

八 十三 (略)

2 (略)

附 則

(私立学校等の特例)

第十三条 この法律(第二十三条第一項第一号を除く。)において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第六十六号。以下この条において「認定こども園法一部改正法」という。)附則第三条第二項に規定するみなし幼保連携型認定こども園を設置する者(学校法人を除く。以下この条において「学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者」という。)によって設置された当該みなし幼保連携型認定こども園及び認定こども園法一部改正法附則第四条第一項の規定により設置された幼保連携型認定こども園(以下この条において「特例設置幼保連携型認定こども園」という。)を含み、学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者並びに学校法人以外のみなし幼保連携型認定こども園の設置者及び特例設置幼保連携型認定こども園の設置者を含むものとする。

○内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)(抄)

(所掌事務)

第四条 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 一 二七の四 (略)

二 二七の五 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定するものをいう。）に関する制度に関すること。

二 二八 一 六二 二 (略)

第四十一条の三 第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(子ども・子育て本部)

第四十一条の二 子ども・子育て本部は、第四条第一項第二十九号及び第三項第二十七号の三から第二十七号の五までに掲げる事務をつかさどる。

2 一 8 (略)

高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針の概要

(平成30年12月28日 幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた関係閣僚会合)

高等教育の無償化の趣旨

低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等に修学することができるよう、その経済的負担を軽減することにより、我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与するため、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、①授業料及び入学金の減免と②給付型奨学金の支給を合わせて措置する。

制度の概要

【支援対象となる学校種】 大学・短期大学・高等専門学校・専門学校

【支援内容】 ①授業料等減免制度の創設
②給付型奨学金の支給の拡充

【支援対象となる学生】 住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生

【実施時期】 2020年4月
(2020年度の在学生 (既に入学している学生も含む。) から対象)

【財源】 少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用。
国負担分は社会保障関係費として内閣府に予算計上し、文部科学省において執行。

2. 授業料等減免・給付型奨学金の概要

○ 授業料等減免は、各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出。

(授業料等減免の上限額 (年額) (住民税非課税世帯))

| | 国公立 | | 私立 | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| | 入学金 | 授業料 | 入学金 | 授業料 |
| 大学 | 約28万円 | 約54万円 | 約26万円 | 約70万円 |
| 短期大学 | 約17万円 | 約39万円 | 約25万円 | 約62万円 |
| 高等専門学校 | 約8万円 | 約23万円 | 約13万円 | 約70万円 |
| 専門学校 | 約7万円 | 約17万円 | 約16万円 | 約59万円 |

<上限額の考え方>

(国公立)

入学金・授業料ともに、省令で規定されている国立の学校種ごとの標準額までを減免。

(私立)

入学金については、私立の入学金の平均額までを減免。
 授業料については、国立大学の標準額に、各学校種の私立学校の平均授業料を踏まえた額と国立大学の標準額との差額の2分の1を加算した額までを減免。

○ 給付型奨学金は、日本学生支援機構が各学生に支給。

(給付型奨学金の給付額 (年額) (住民税非課税世帯))
 ※自宅生 平均45万円 自宅外生 平均88万円

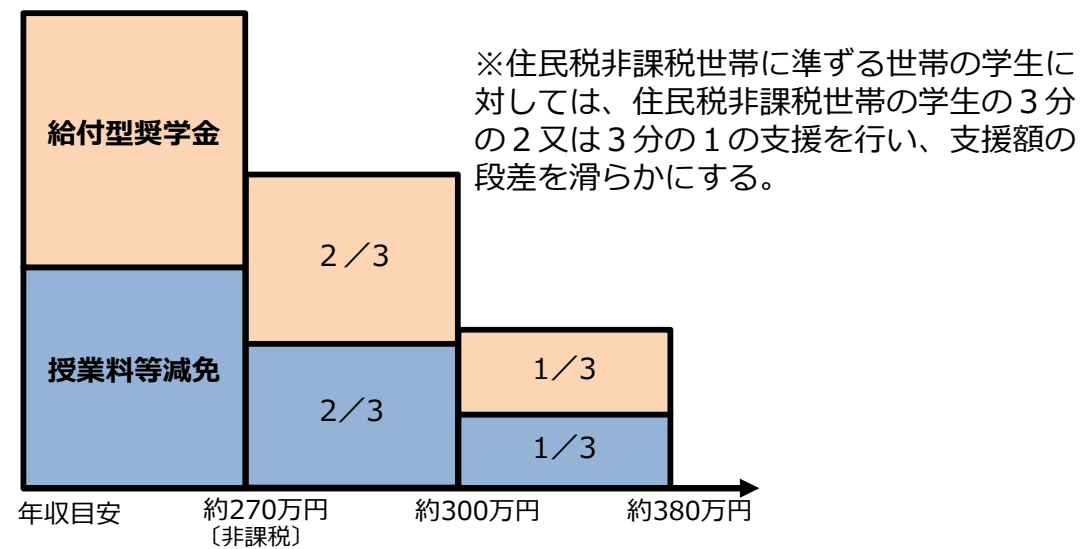
| | |
|---------------------|-------------------------|
| 国公立 大学・短期大学・専門学校 | 自宅生 約35万円 自宅外生 約80万円 |
| 私立 大学・短期大学・専門学校 | 自宅生 約46万円 自宅外生 約91万円 |

※高等専門学校の学生については、学生生活費の実態に応じて、大学生の5割～7割の程度の額を措置する。

<給付額の考え方>

学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置。

※閣議決定に即して措置。あわせて、大学等の受験料を措置。



(年収は、両親・本人・中学生の家族4人世帯の場合の目安であるが、実際には多様な形態の家族があり、基準を満たす世帯年収は家族構成により異なる。)

3. 支援対象者の要件(個人要件)等

【学業・人物に係る要件】

- 支援措置の目的は、支援を受けた学生が大学等でしっかり学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになること。
進学前の明確な進路意識と強い学びの意欲や進学後の十分な学習状況をしっかりと見極めた上で学生に対して支援を行う。
- 高等学校在学時の成績だけで否定的な判断をせず、高校等が、レポートの提出や面談等により本人の学習意欲や進学目的等を確認。
- 大学等への進学後は、その学習状況について厳しい要件を課し、これに満たない場合には支援を打ち切ることとする。

- 次のいずれかの場合には、直ちに支援を打ち切る。なお、その態様が著しく不良であり、懲戒による退学処分など相応の理由がある場合には支援した額を徴収することができる。
 - i 退学・停学の処分を受けた場合
 - ii 修業年限で卒業できないことが確定した場合
 - iii 修得単位数が標準の5割以下の場合
 - iv 出席率が5割以下など学習意欲が著しく低いと大学等が判断した場合

- 次のいずれかの場合には、大学等が「警告」を行い、それを連続で受けた場合には支援を打ち切る。
 - i 修得単位数が標準の6割以下の場合
 - ii GPA（平均成績）等が下位4分の1の場合
(斟酌すべきやむを得ない事情がある場合の特例措置を検討中)
 - iii 出席率が8割以下など学習意欲が低いと大学等が判断した場合

【その他】

- 現在の給付型奨学金の取扱いと同様に、以下を要件とする。
 - ・日本国籍、法定特別永住者、永住者又は永住の意思が認められる定住者であること。
 - ・高等学校等を卒業してから2年の間までに大学等に入学を認められ、進学した者であって、過去において高等教育の無償化のための支援措置を受けたことがないこと。
 - ・保有する資産が一定の水準を超えていないこと（申告による。）。
- 在学中の学生については、直近の住民税課税標準額や学業等の状況により、支援対象者の要件を満たすかどうかを判定し、支援措置の対象とする。また、予期できない事由により家計が急変し、急変後の所得が課税標準額に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込みにより、支援対象の要件を満たすと判断される場合、速やかに支援を開始する。

4. 大学等の要件(機関要件)

○ 大学等での勉学が職業に結びつくことにより格差の固定化を防ぎ、支援を受けた学生が大学等でしっかりと学んだ上で、社会で自立し、活躍できるようになるという、今回の支援措置の目的を踏まえ、対象を学問追究と実践的教育のバランスが取れている大学等とするため、大学等に一定の要件を求める。

1. 実務経験のある教員による授業科目が標準単位数（4年制大学の場合、124単位）の1割以上、配置されていること。

※ 例えば、オムニバス形式で多様な企業等から講師を招いて指導を行っている、学外でのインターンシップや実習等を授業として位置付けているなど主として実践的教育から構成される授業科目を含む。

※ 学問分野の特性等により満たすことができない学部等については、大学等が、やむを得ない理由や、実践的教育の充実にに向けた取組を説明・公表することが必要。

2. 法人の「理事」に産業界等の外部人材を複数任命していること。

3. 授業計画（シラバス）の作成、GPAなどの成績評価の客観的指標の設定、卒業の認定に関する方針の策定などにより、厳格かつ適正な成績管理を実施・公表していること。

4. 法令に則り、貸借対照表、損益計算書その他の財務諸表等の情報や、定員充足状況や進学・就職の状況など教育活動に係る情報を開示していること。

〔経営に課題のある法人の設置する大学等の取扱い〕

★ 教育の質が確保されておらず、大幅な定員割れとなり、経営に問題がある大学等について、高等教育の負担軽減により、実質的に救済がなされないことがないよう、文部科学省の「学校法人運営調査における経営指導の充実について」（平成30年7月30日付30文科高第318号高等教育局長通知）における「経営指導強化指標」を踏まえ、次のいずれにもあたる場合は対象としないものとする。

- ・法人の貸借対照表の「運用資産－外部負債」が直近の決算でマイナス
 - ・法人の事業活動収支計算書の「経常収支差額」が直近3カ年の決算で連続マイナス
 - ・直近3カ年において連続して、在籍する学生数が各校の収容定員の8割を割っている場合
- なお、専門学校に適用する際の指標は、大学の指標を参考にしつつ設定する。

5. 財源

(費用負担の基本的な考え方)

① 給付型奨学金の支給 (学生個人への支給)

- ・ 国が全額を負担し、(独)日本学生支援機構が学生に直接支給。

② 授業料等減免 (大学等が実施する減免に対する機関補助)

| 設置者の区分・学校の種類 | | 授業料等減免に係る費用の負担者・割合 | | 機関要件の確認者 |
|--------------|---------------|--------------------|--------------|----------------|
| 国立 | 大学・短大・高専・専門学校 | 国 (設置者) | 全額 | 国 (設置者) |
| 私立 | 大学・短大・高専 | 国 (所轄庁) | 全額 | 国 (所轄庁) |
| 公立 | 大学・短大・高専・専門学校 | 都道府県・市町村 (設置者) | 全額 | 都道府県・市町村 (設置者) |
| 私立 | 専門学校 | 国及び都道府県 (所轄庁) | 国1/2、都道府県1/2 | 都道府県 (所轄庁) |

- ・ 国公立大学等は、設置者が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立大学・短大・高専は、所轄庁である国が全額負担し、各学校に交付。
- ・ 私立専門学校は、国と都道府県が1/2ずつ負担し、所轄庁である都道府県が各学校に交付。

(事務費等)

国において、無償化制度の円滑な導入・定着を図るため、授業料等減免に係る費用の交付事務や機関要件の確認事務に係る全国統一的な事務処理に関する具体的な指針を早期に策定し、地方に提示するとともに、私立専門学校に係る標準的な事務処理体制を整理し、その体制構築に要する費用を全額国費により制度開始の2020年度までの2年間措置。

(地方財政計画及び地方交付税の対応)

今般の無償化に係る地方負担については、地方財政計画の歳出に全額計上し、一般財源総額を増額確保した上で、個別団体の地方交付税の算定に当たっても、地方負担の全額を基準財政需要額に算入するとともに、地方消費税の増収分の全額を基準財政収入額に算入する。

(参考) 高等教育無償化に係る国と地方の財源負担 (試算) について

(単位:億円)

| 区分 | 負担割合 | | 国・地方合計 | | |
|----------|-------|-------|--------|-------|------|
| | 国 | 地方 | | うち国 | うち地方 |
| 給付型奨学金 | 10/10 | — | 3,500 | 3,500 | — |
| 授業料減免 | | | 4,200 | 3,700 | 500 |
| うち公立大学等 | — | 10/10 | 200 | — | 200 |
| うち私立専門学校 | 1/2 | 1/2 | 600 | 300 | 300 |
| 合計 | | | 7,600 | 7,100 | 500 |

※ 支援対象となる低所得世帯の生徒の高等教育進学率が全世帯平均(約80%)まで上昇した場合の試算。

※ 端数調整のため計と内訳が一致しない。

(参考)今後のスケジュール

- 今回の支援措置の実施のため、2019年の次期通常国会に、授業料等減免制度の創設、給付型奨学金の拡充などを内容とする法律案を提出予定。
- 法案成立後、速やかに関係する政省令等を整備し、2020年4月からの支援措置実施に向けて下記のような様々な準備行為を行う。

| 事項 | 2019年度 | | 2020年度～ | |
|--|--------|---|--|---|
| 給付型奨学金 ・生徒が高校を通じて、日本学生支援機構(JASSO)に申込 | | 【進学前の予約採用手続】 ①採用申込 ・経済状況：生徒本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：高校等が生徒の進学意欲等を確認、JASSOに報告 ②JASSOによる要件の確認 ③採用候補者の決定 | <既に大学等に在学している学生> ・経済状況：学生本人からJASSOにマイナンバー等を提出 ・学業：大学等が学生の学習状況を確認、JASSOに報告 ※年度内に手続を実施するのは初年度のみ | 支給開始 (進学後) |
| 授業料等減免 ・進学後、学生が大学等に申請 | | | | 【大学等での手続】 ①減免申込 ②大学等による要件の確認(JASSOと連携) ③授業料等の減免 |
| 機関要件の確認 ・大学等が機関要件の確認を申請 | | 【機関要件の確認手続】 ①確認申請 ②機関要件の確認 | 対象大学等の公表 | |

(参考) 現行の給付型奨学金制度について

給付型奨学金制度の本格実施

- ✓ 経済的な理由で進学を断念せざるを得ない生徒の進学を後押し
- ✓ 特に経済的に厳しい者(私立自宅外生, 児童養護施設退所者等)を対象に29年度に先行実施した制度を30年度から本格的に実施。
 - ※ 進学後の学業状況を毎年度確認し、学生の努力を促す仕組みを導入
 - ※ (独)日本学生支援機構に基金を造成して制度を安定的に運用

<平成30年度給付型奨学金の概要>

| | |
|------|--|
| 対象 | 大学、短期大学、高専(4・5年)、専門学校の学生・生徒 (高校3年次に予約採用) |
| 給付基準 | 【学力・資質】 各高校等が定める基準に基づき推薦 (成績基準の目安等はガイドライン※を作成) ※以下のいずれかの要件を満たす者から推薦 ①十分に満足できる高い学習成績を収めている ②教科以外の学校活動等で大変優れた成果、教科の学習で概ね満足できる成績を収めている ③社会的養護を必要とする生徒等で、進学後の学修に意欲等があり、進学後特に優れた学習成績を収める見込みがある 【家計】 ・住民税非課税世帯 |
| 給付月額 | ①国公立(自宅) 2万円 ②国公立(自宅外) 3万円 ③私立(自宅) 3万円 ④私立(自宅外) 4万円 ※児童養護施設退所者等には入学金相当額(24万円)を別途給付 ※国立で授業料減免を受けた場合は減額 |

予算額・対象規模

<平成30年度所要額(給付型奨学金)>

| 区分 | 給付人員 | 所要額 |
|-----|---------|------------------------------|
| 給付型 | 22,800人 | 87億円 (30年度は基金として105億円を措置) |

※ 本格実施後(学年進行完成後)の予算規模(予定) 約220億円

<対象規模(一学年あたり)>

| 給付型奨学金 |
|--------------|
| 進学者 2万人【新規】※ |

※ 給付型の対象規模は非課税世帯の奨学金受給者4.5万人の半数程度

【給付型奨学金の学校推薦枠の割り振り方法】

各高校等に1人を割り振った上で、残りの枠の数を各高校等の非課税世帯の奨学金貸与者数を基に配分

(参考) 独立行政法人日本学生支援機構の概要

目的

独立行政法人日本学生支援機構は、教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助を行い、大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導について支援を行うとともに、留学生交流の推進を図るための事業を行うことにより、我が国の大学等において学ぶ学生等に対する適切な修学の環境を整備し、もって次代の社会を担う豊かな人間性を備えた創造的な人材の育成に資するとともに、国際相互理解の増進に寄与することを目的とする。

(独立行政法人日本学生支援機構法 第三条 より)

事業の概要

我が国唯一の学生支援ナショナルセンターとして、国の施策と密接に連携しつつ、奨学金事業、留学生支援事業及び学生生活支援事業を総合的に実施。

奨学金事業

教育の機会均等に寄与するために学資の貸与及び支給その他学生等の修学の援助

学生生活支援事業

大学等が学生等に対して行う修学、進路選択その他の事項に関する相談及び指導についての支援

留学生支援事業

留学生交流の推進を図るための事業

組織

- 理事長：遠藤 勝裕（元日本銀行電算情報局長、ときわ総合サービス株式会社取締役社長）
- 職員：524名（平成30. 10. 9(実員)）

- 予算：〈平成30年度予算額〉 総支出額 1兆 838億円
 - うち、一般会計からの支出額 1, 350億円
 - うち、運営費交付金 134億円

〔主な事業費〕

- | | | |
|---------------|----|-------|
| 1. 奨学金貸与事業関係 | 1兆 | 523億円 |
| 2. 学資支給事業関係 | | 105億円 |
| 3. 留学生支援事業関係 | | 153億円 |
| 4. 学生生活支援事業関係 | | 1億円 |

※日本育英会の奨学金貸与事業や公益法人の留学生交流事業、国の留学生への奨学金給付事業等を整理・統合し、平成16年4月1日に設立。9